

## 高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会設置 に関する決議

### 1 特別委員会の設置

令和6年開校予定の高嶺小中一貫教育校開校に向けた高嶺小学校移転改築事業工事入札において、2回とも不調となり開校予定の計画が見直されることになった。そのようなことから入札不調の原因を調査し、今後の業務の改善を図るため委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものとする。

### 2 付託事件

(1) 高嶺小学校移転改築事業における入札不調となった調査について

ア 入札不調となった原因究明について

### 3 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査及び審査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

### 4 委員定数

本特別委員会の委員は9人とする。